

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」 にかかる費用補助のご案内

平成26年10月

兵庫県信用保証協会では、国が実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用される中小企業・小規模事業者の方に、計画策定費用の一部補助を行っています。

補助対象となる方

兵庫県信用保証協会（以下、「協会」）の保証付借入金があり、以下の①～③のいずれにも該当する方

- ①協会の保証付借入金について返済緩和の条件変更を行っている、または行う予定がある。
- ②国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（以下、「国の支援事業」）に基づく経営改善計画を策定し、経営サポート会議（注1）において協会の同意を得ている。
- ③経営改善支援センター（注2）から、国の支援事業に基づく支払決定を受けている。

注1 経営サポート会議とは
関係者が一堂に会し意見交換等を行う金融調整の場であり、協会が事務局となって開催します。（裏面参照）

注2 経営改善支援センターとは
国の支援事業の利用申請窓口として各都道府県に設置された機関です。兵庫県では神戸商工会議所内に「兵庫県経営改善支援センター」が設置されています。

※上記に該当する方でも、補助が適当でないと協会が判断した場合、補助を行いません。

補助の範囲

- ・経営改善計画策定に要する費用の6分の1（上限20万円） ※千円未満切捨て
- ・モニタリングに関する費用は対象外

【補助額の例】

計画策定費用	国の負担 【計画策定費用の2/3】	自己負担 【計画策定費用の1/3】	協会補助 【自己負担の1/2(上限20万円)】	実質自己負担 【協会の補助後】
150万円	100万円	50万円	20万円	30万円
90万円	60万円	30万円	15万円	15万円
60万円	40万円	20万円	10万円	10万円

申請手続・補助金の交付

1. 経営改善支援センターの支払決定を受けたのち、以下の書類を協会に提出してください。
 - ①補助金交付申請書（協会所定様式）
 - ②経営改善支援センターが、支払いを決定したことを代表認定支援機関宛に通知した書面（写）
 - ③申請者による費用負担額の支払いを示す領収書（写）
2. 協会が補助の可否を決定のうえ、結果について申請者に通知します。
3. 協会は補助金の支払を決定したものについて、振込みにより補助金を交付します。

補助の取消

以下に該当する場合、補助決定後に補助の取消を行うことがあります。

- ①国の支援事業または本補助事業の申請手続において、虚偽の申請または不正行為があった場合
- ②申請者が経営破たんする等、状況に著しい変化が起こった場合

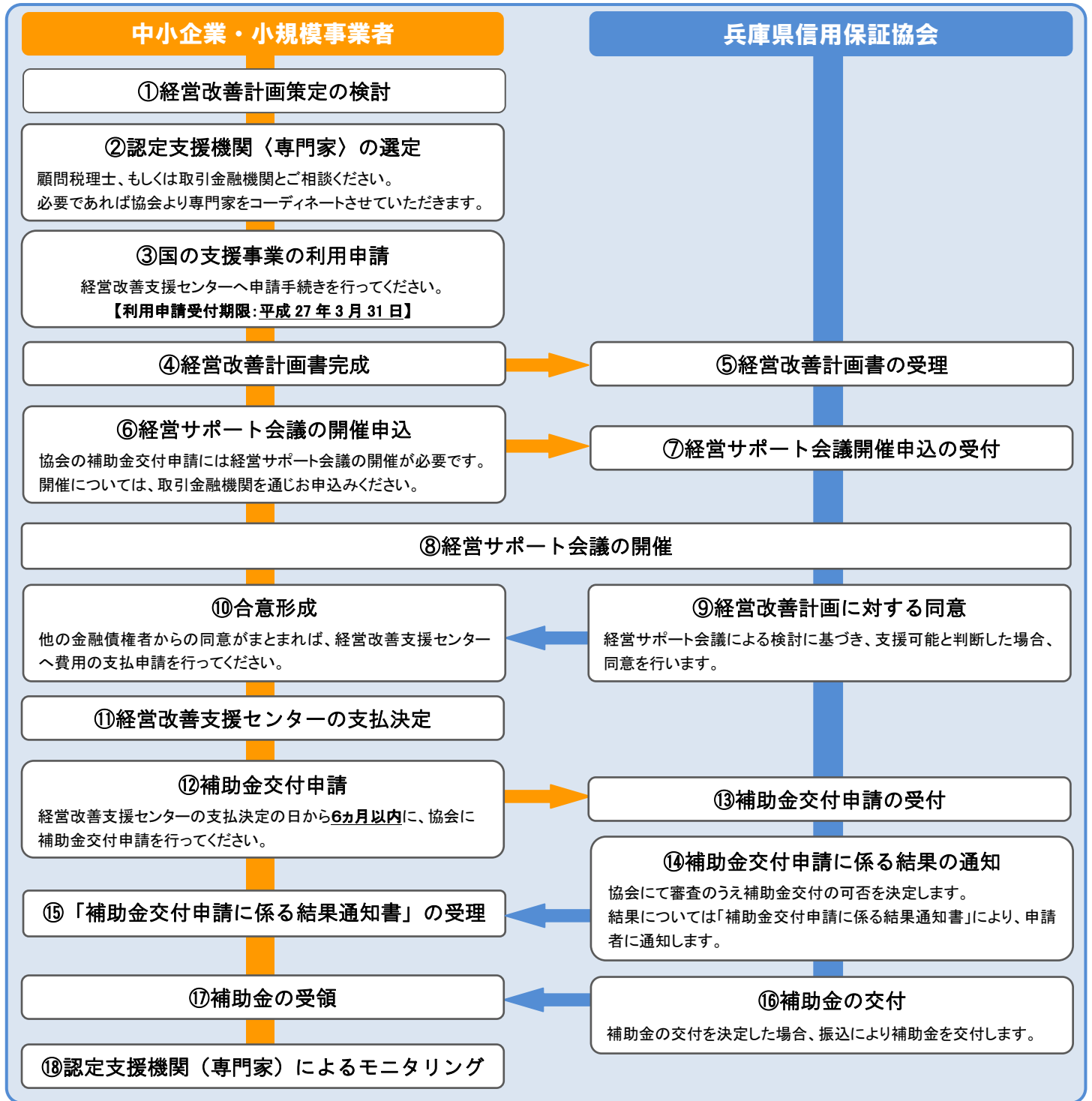
取扱開始日

平成26年10月20日

平成26年10月20日以降に、協会が計画に対する同意を行ったものが対象となります。
ただし、経営改善支援センターの支払決定の日から6ヵ月を経過したものについては補助の対象となりませんので、ご注意ください。（補助金交付申請はお早めをお願いいたします。）

本件についての詳細や利用申請、経営サポート会議に関するお問い合わせは
経営支援室 期中支援課（TEL 078-393-4024）までお願いいたします。

「経営改善計画策定支援事業にかかる費用補助」の流れ



〈参考〉「経営サポート会議」開催までの流れ

- ①中小企業・小規模事業者と申込金融機関は連名で、事務局（協会）に対し経営サポート会議の開催を申し込みます。
- ②事務局（協会）は取引金融機関等に対し経営サポート会議への参加を要請し、日程等の調整を行います。
- ③会議当日は中小企業・小規模事業者と取引金融機関等が一堂に会し、支援に向けた方向性について意見交換を行います。

